補助金調書

補助金名	商店街イベント事業補助金			担当課（連絡先）	経済観光文化局総務・中小企業部 地域産業支援課 （TEL 441-3303 ）
交 付 先	団体	市内商店街等		区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	（公募の場合） 公募時期	第1期：4月（令和6年度は4月15日（月）まで） ※上記以後は予算の範囲内で募集。		
（公募の場合） 応募要件	補助の対象となる団体は、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号の事業協同組合並びに商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項の商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに福岡市中小企業振興条例取扱要綱（平成29年）第3条第1項第3号及び第4号の団体であって、福岡市の区域内にその主たる事務所又は事業所を有するもの及びその連合体（以下「商店街等」という。）をいう。				
（非公募の場合） 非公募の理由					
補助開始年度	平成20 年度	経過年数	17	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	地域経済の活性化に重要な役割をもつ商店街等が、集客の拡大や販売力の強化のために行う取組みを支援することにより、商店街等のにぎわい創出、活性化及び魅力の向上を図り、もって商店街等の振興を図ることを目的とする。 (1) 本市の区域内で実施する各種イベント事業 (2) 商店街等に関するプロモーション事業 (3) 商店街等の集客力や販売力を強化するための調査及び分析事業 (4) その他補助金の目的を達成するために必要な事業				
補助金の終期	令和6 年度	延長回数	3	回	
終期を延長する 理由	商店街の現状は、人材不足や会員減少による資金不足等の課題を抱え、活性化への取組みがますます重要となっている。このような状況を踏まえ、更なる経営基盤強化を図るために、商店街が取り組む販売促進事業や地域課題解決やまちづくり活動等のソフト事業を今後も引き続き支援する必要がある。				
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ●補助対象経費 報償費（招聘した外部有識者に支払う謝礼金等（旅費を含む））、物品購入費（単価が5万円未満の物品に限る）、広告宣伝費（広告物（ポスター、チラシ、バナー）等の印刷・製作費、新聞折り込み料等）、事務費（通信運搬費、アルバイト賃金、振込手数料、翻訳料、通訳料、手数料、印紙及び証紙の購入代等）、委託料（会場設営撤去費、イベント運営費、人材派遣費用等）、借損料（会場使用料、物品等の使用料、知的財産権使用料等）、その他 ※国等の支援制度を利用する事業にあっては、補助対象経費から当該支援制度により給付される補助金等を控除する。 ●補助金額の算定方法・考え方 補助金額：30万円限度（予算の範囲内）・補助率：補助対象経費の1/2以下・複数の商店街連携して事業に取り組む場合には、連携する商店街の数に応じ、補助金限度額の上乗せあり。			
（間接補助の場合） 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				

交付状況等 【上段：交付件数】 【下段：決算】 （※1）	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度
	件	17 件	2 件	6 件
	5,400 千円	4,800 千円	600 千円	1,246 千円

前年度補助事業 の主な実施概要	食べ歩きイベント、マルシェ開催、花火大会、納涼夜市、ハロウィンイベント、ウォーキングイベント
補助金交付 による効果	イベントによる賑わいの創出、来街者増などによる商店街の活性化、商店街会員の増加につながるなどの効果に加え、事業実施に伴い地域団体や学生、NPO等との連携協力や交流も図られており、地域の活性化にも寄与している。

※1：金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として（）書きで記載しております。